

## 広島県告示第117号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成29年3月6日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市前空二丁目1番7号 ほうらいの里宮島管理組合法人 理事長 室田 博
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市前空二丁目1番7号 ほうらいの里 宮島

### 2 申請の内容

72 し尿処理施設1基の使用の方法を変更する。また、汚水等の処理施設1基の汚水等の処理の方法及び排水口1ヶ所における排出水の汚染状態を変更するとともに雨水排水口1ヶ所を設置する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

		変更前		変更後	
種類		72 し尿処理施設（合併処理施設）			
工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			工事着手後直ちに	
	使用開始予定年月日			工事完成後直ちに	
使用の方法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	通常	最大	通常	最大
		195	215	30	215

(2) 汚水等の処理の方法

		変更前				変更後			
種類		合併処理施設							
汚水等の処理方法		長時間ばっ気, 接触酸化, 凝集沈殿, 砂ろ過				長時間ばっ気			
工期等	工事着手予定年月日	既設				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日					工事着手後直ちに			
	使用開始予定年月日					工事完成後直ちに			
使用の方法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
		195	195	215	215	30	30	215	215

(3) 排水水の汚染状態

(その1) 変更

		変更前		変更後	
排水口名	項目	通常	最大	通常	最大
排水口	排出される汚水等の1日当たりの量(単位: m <sup>3</sup> )	195	215	30	215

(その2) 雨水排水口1ヶ所設置

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年3月6日から平成29年3月27日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境政策課